

平成16年

工事監査報告書

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
平成16年工事監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成17年2月15日

東京都監査委員	新藤義彦
同	小林正則
同	三栖賢治
同	筆谷勇

- 1 計数については、原則として表示単位未満を切り捨てて表示してあるため合計等と一致しない場合がある。
- 2 増減率及び構成比は、原則として各表内計数により計算している。

目 次

第1章	監査の概要	1
1	監査の目的	1
2	監査期間	1
3	監査対象局等	1
4	監査の観点	1
5	重点監査事項	2
6	監査結果の概要	2
(1)	総括	2
(2)	重点監査事項に係る監査結果	4
(3)	主な指摘、意見・要望事項	8
第2章	監査の結果	10
1	設計	10
(1)	建設発生土処分地の選定を適切に行うべきもの	(指摘事項：水道局)
(2)	建設発生土の受入地選定について検討すべきもの	(意見・要望事項：東京消防庁)
2	積算(単価設定等)	11
(3)	構造スリットの単価設定を適正に行うべきもの	(指摘事項：財務局)
(4)	解体等の専門工事を単独で発注する場合の単価設定を適正に行うべきもの	(指摘事項：福祉保健局)
(5)	仮設工事の積算を適正に行うべきもの	(指摘事項：建設局)
(6)	積算に当たり基準歩掛の取扱いを慎重に行うべきもの	(指摘事項：建設局)
(7)	軒樋清掃の単価設定等を適切に行うべきもの	(指摘事項：交通局)
(8)	歩掛を準用する類似工事の選定を適切に行うべきもの	(指摘事項：水道局)
(9)	地盤改良工事の積算を適正に行うべきもの	(指摘事項：下水道局)
(10)	コンクリート壁等のレントゲン撮影の積算を適正に行うべきもの	(指摘事項：警視庁)

3 積算（数量算出等） 15

- (11) 仮設材質料及び運搬費の積算を適正に行うべきもの (指摘事項：都市整備局)
- (12) 防腐剤塗り工事の積算を適正に行うべきもの (指摘事項：都市整備局)
- (13) 場内小運搬費の積算を適切に行うべきもの (指摘事項：交通局)
- (14) 消化ガス脱硫器等の機器の積算を適正に行うべきもの (指摘事項：下水道局)

4 積算（諸経費等） 17

- (15) 重複工事における指定費目及び一般管理費等の積算を適正に行うべきもの
(指摘事項：水道局)[重点監査事項]
- (16) 施工中の工事の請負者に特命随意契約する場合の諸経費調整を適正に行うべきもの
(指摘事項：下水道局)[重点監査事項]
- (17) 異種の工事を合併して発注する場合の諸経費の積算を適正に行うべきもの
(指摘事項：都市整備局)
- (18) 給水管撤去工事の積算を適正に行うべきもの (指摘事項：環境局)
- (19) 変状計測及び環境調査を含む工事の共通仮設費の積算を適正に行うべきもの
(指摘事項：建設局)
- (20) 機器を含む工事の現場管理費等の積算を適正に行うべきもの(指摘事項：港湾局)
- (21) 諸経費の積算における工種区分の適用を適正に行うべきもの
(指摘事項：下水道局)
- (22) 他企業工事等の請負者に特命随意契約する場合の諸経費調整について検討すべき
もの (意見・要望事項：水道局)[重点監査事項]

5 施工 21

- (23) 設計変更の手続きを適正に行うべきもの (指摘事項：財務局)[重点監査事項]
- (24) 舗装工事における契約変更手続きを適正に行うべきもの
(指摘事項：中央卸売市場)[重点監査事項]
- (25) 外壁補修工事の契約変更手続きを適正に行うべきもの
(指摘事項：教育庁)[重点監査事項]
- (26) 岩盤掘削等の積算を適切に行うべきもの
(指摘事項：島しょ・教育庁)[重点監査事項]
- (27) 給水配管の施工管理等を適正に行うべきもの (指摘事項：福祉保健局)
- (28) 高所作業の安全管理の指導、監督を適切に行うべきもの
(指摘事項：中央卸売市場)
- (29) 建設廃棄物処分に係る事務処理について請負者を適切に指導、監督すべきもの
(指摘事項：建設局)

6 その他	25
(30) 契約事務手続きを適正に行うべきもの(指摘事項:大学管理本部)[重点監査事項]	
(31) 特命随意契約の適用を慎重に行うべきもの(指摘事項:水道局)[重点監査事項]	
別表 平成16年工事監査対象一覧	27

第1 監査の概要

1 監査の目的

工事監査は、都が実施した工事等を対象に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項に基づき毎年行う監査である。

監査は、計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面から当該工事が適正に行われているかという観点を主眼とし、経済性・効率性、有効性の観点にも留意し、実施している。

2 監査期間

平成16年4月21日から平成17年1月19日まで

3 監査対象局等

監査対象局は、総務局、大学管理本部、財務局、都市整備局、環境局、福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、中央卸売市場、建設局、港湾局、東京消防庁、交通局、水道局、下水道局、教育庁、警視庁の計17局及び島しょ関係部所（八丈支庁）である。

監査は、平成15年度に締結した100万円以上の工事等に係る契約を中心に、14,574件（8,892億余円）を対象として、1,566件（2,888億余円）の工事等を抽出して実施した（抽出件数率：10.7%、抽出金額率：32.5%、重点監査事項対象を含む）。

なお、工事監査の対象局及び対象工事等の件数、対象額は、別表「平成16年工事監査対象一覧」のとおりである。

4 監査の観点

監査に当たっては、設計・積算、施工、その他の3つの分野ごとに、以下のよう
な着眼点を設定している。

（1）設計・積算

ア 施設の目的や全体計画に照らして、工事の内容、規模、工法、施工時期等は適切か

- イ 設計・積算は、法令、基準等に基づき適正に、かつ合理的、経済的に行われているか
- ウ 設計は、安全性、使用性や将来の維持管理のしやすさなどに配慮されているか
- エ 使用機器、材料の選定や新技術、新工法の採用は、適切に行われているか
- オ 環境への配慮が十分に行われ、資源の有効活用などが図られているか

(2) 施工

- ア 施工は、設計図書に基づき的確に行われているか
- イ 設計が現場の実態に適合しない場合の変更協議等は、適時、適切に行われているか
- ウ 工程、品質、安全等の管理は、適切に行われているか
- エ 材料、出来高、しゅん功等の検査は、適正に行われているか
- オ 建設副産物の処理等は適切に行われているか

(3) その他

- ア 施設の維持管理は、適切に行われているか
- イ 長期的な視点に立って、維持管理方法の検討、改善に努めているか
- ウ 工事実施前に必要な事務（使用許可等）は、適切に行われているか
- エ 契約手続等は、適正に行われているか

5 重点監査事項

今回、工事監査において初めて重点監査事項を設定し、「特命随意契約」、「設計変更」の2事項について適切に行われているか検証した。

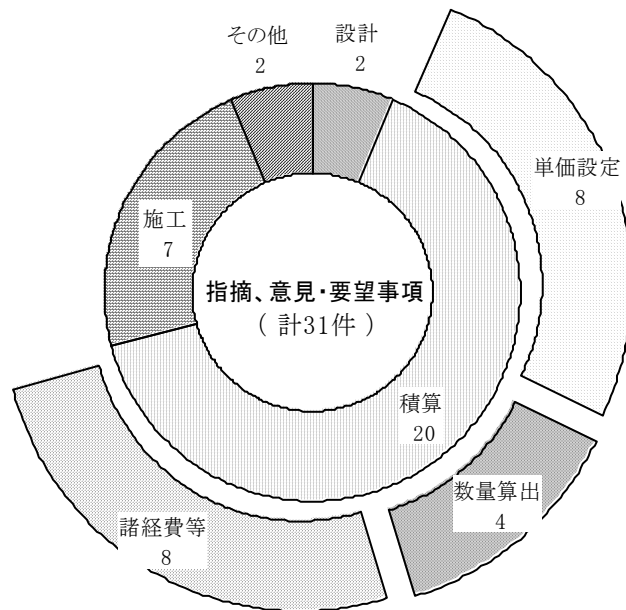
6 監査結果の概要

(1) 総括

平成16年工事監査の結果について見ると、表1「局別指摘事項等一覧」のとおり、指摘事項は、大学管理本部ほか12局に対し29件、意見・要望事項は、水道局ほか1局に対し2件、合わせて31件（過大積算額 約9,028万円）である。

監査の観点別の内訳は、図1のとおりである。

(図 1) 指摘、意見・要望事項の観点別内訳



今回の監査の指摘事項等を見ると、

積算においては、単価設定等に当たり基準歩掛の取違えや業者からの見積書を十分に精査しないまま採用しているものなど、基本的な事項の確認が適切に行われていない事例が多く認められた。

施工においては、安全管理や建設廃棄物処分など、工事に付随して請負者が行わなければならない管理事務について、発注者である都が請負者への指導、監督を適切に行っていないものなどが認められた。

技術に係る知識や経験が十分でない事務職等の職員が担当した工事において、基本的な設計、施工管理等が適切に行われていないものが認められた。

これらの要因としては、積算事務の自動化等により積算基準等の内容の理解が不足していることや設計・積算業務の外注化の進行により職員の経験が不足していること、監督経験の不足等により現場の施工状況を十分に把握できていないこと、専門外の職員が設計、施工管理を行うに当たり支援体制が必ずしも十分でないこと、などが考えられる。

このため、工事の実施に当たっては、適用する基準等の内容確認の徹底、チェック体制や監督体制の強化とともに、専門外職員への支援体制の充実など、再発防止に向けた積極的な取り組みが必要である。

また、今後都においては、さらなる外注化の拡大やベテラン職員の減少等が予想されることから、ベテラン職員から若手職員への技術の継承等にも努め、技術力の維持、向上を目指す必要がある。

(2) 重点監査事項に係る監査結果

重点監査事項に係る指摘事項等は表2のとおりである。

ア 特命随意契約について

特命随意契約については、対象工事等を当初契約額1,000万円以上の工事、500万円以上の委託とし、設計書、特命理由書及び工事関係書類により、特命理由が適切か、諸経費の調整等は適正かなどを検証した。

特命随意契約の対象工事等の件数は1,340件あり、そのうち186件を抽出(抽出率14%)して監査を行った結果、特命随意契約に関する指摘事項が4件、意見・要望事項が1件あった。

その内訳は、以下のとおりである。

- (ア) 現在施工中の工事の請負者に、新たな工事を特命随意契約する場合の諸経費調整が適正に行われていないもの 2件
- (イ) 局発注以外の工事の請負者に特命随意契約する場合の諸経費調整方法について検討するよう意見・要望したもの 1件
- (ウ) 工事着手後に契約事務手続きが行われたもの 1件
- (エ) 特命随意契約の特命理由が不適切なもの 1件

特命随意契約は、競争入札の方法によらないで、特定の相手との協議により契約を結ぶ方法であることから、工事等の発注に当たっては、関連工事との諸経費調整を適正に行うとともに、契約事務手続きを厳正に行う必要がある。

イ 設計変更について

設計変更については、当初契約額1,000万円以上の工事、500万円以上の委託の中から、設計変更により当初設計から大幅に増額している工事等を抽出し、指示書、承諾書、変更協議書等により、変更理由、変更設計が適切かなどを検証した。

対象工事等の件数494件のうち、159件を抽出(抽出率32%)して監査を行った結果、設計変更に関する指摘事項が2件あった。

その他に、設計変更が行われていない工事のうち設計変更を適切に行うよう指摘したものが2件あった。

その内訳は以下のとおりである。

- (ア) 設計と施工内容等に変更が生じたにもかかわらず、減額の契約変更手続きを行っていないもの 2件
- (イ) 設計と施工の数量等に大幅な差異が生じたにもかかわらず、減額分と増額分とを相殺し、変更手続きを行わなかったもの 1件
- (ウ) 設計変更による新たな工種において積算を誤ったもの 1件

実際の施工に当たっては、当初の設計内容や数量等と差異が生じる場合が多いことから、工事の大小にかかわらず現場状況の確認など施工管理を適切に行うとともに、請負者との協議のもとに変更額を精査し、適切な時期に設計変更を行う必要がある。

(表1) 局別指摘事項等一覧

区分 局名	指摘事項				意見・要望事項				合計
	設計 積算	施工	その他	計	設計 積算	施工	その他	計	
総務局									
大学管理本部			1(1)	1(1)					1(1)
財務局	1	1(1)		2(1)					2(1)
都市整備局	3			3					3
環境局	1			1					1
福祉保健局	1	1		2					2
病院経営本部									
産業労働局									
中央卸売市場		2(1)		2(1)					2(1)
建設局	3	1		4					4
港湾局	1			1					1
東京消防庁					1			1	1
交通局	2			2					2
水道局	3(1)		1(1)	4(2)	1(1)			1(1)	5(3)
下水道局	4(1)			4(1)					4(1)
教育庁		1(1)		1(1)					1(1)
警視庁	1			1					1
島しょ		1(1)		1(1)					1(1)
合計	20(2)	7(4)	2(2)	29(8)	2(1)			2(1)	31(9)

(注) 1 指摘事項・・・ 是正・改善を求めるもの

意見・要望事項・・・ 改善について検討を求めるもの

2 ()書きは、重点監査事項に係るものであり、内数である。(表2参照)

3 島しょの指摘事項は教育庁の所管である。

(表2)重点監査事項に係る局別指摘事項等一覧

区分 局名	指摘事項		意見・要望事項		計
	特命随意契約	設計変更	特命随意契約	設計変更	
総務局					
大学管理本部	1				1
財務局		1			1
都市整備局					
環境局					
福祉保健局					
病院経営本部					
産業労働局					
中央卸売市場		1			1
建設局					
港湾局					
東京消防庁					
交通局					
水道局	2		1		3
下水道局	1				1
教育庁		1			1
警視庁					
島しょ		1			1
合計	4	4	1		9

(3) 主な指摘、意見・要望事項(概要)

ア 設計

建設発生土の受入地選定について検討すべきもの

(意見・要望事項)(P.10)

防火水槽設置工事における建設発生土の受入地選定について見ると、工事箇所の土質が予め分からないとして、受入土質の条件が幅広い新海面処分場を一律に選定している。

しかしながら、近年、公表されている土質データバンク等の利用により、工事箇所の土質を想定できるようになってきていることから、事前に発生土の土質を予測し、新海面処分場以外の受入地も含めて、運搬費や受入料金等の経済比較を行い、適切な受入地を選定すべきである。

建設発生土の受入地選定について検討されたい。

(東京消防庁)

イ 積算

コンクリート壁等のレントゲン撮影の積算を適正に行うべきもの

(指摘事項)(P.14)

警視庁府中運転免許試験場ほか免許系ネットワーク更改に伴う情報通信設備工事におけるコンクリート壁等のレントゲン撮影の積算について見ると、1日1枚撮影するものとして現像車費、撮影技師費及び現像・フィルム費で撮影単価を設定し、これに撮影枚数を乗じている。

しかしながら、撮影場所が同一のときは、1日で複数枚撮影することが可能であり、現像車費及び撮影技師費は必要な日数及び人員を基に個別に積み上げて算出すべきである。

仮に、個別に積み上げると、積算額約1,212万円が低減できるものである。

(警視庁)

諸経費の積算における工種区分の適用を適正に行うべきもの

(指摘事項)(P.20)

工事の諸経費率は工種区分により異なっているが、十条台幹線二次覆工

工事の諸経費の積算を見ると、工種区分を下水道工事とすべきところ、誤って率の高い共同溝等工事を選択し、工事費を積算している。

このため、積算額約 2,091 万円が過大なものとなっている。

(下水道局)

他企業工事等の請負者に特命随意契約する場合の諸経費調整について検討すべきもの
(意見・要望事項)(P.20)

現在施工中の工事の請負者に新たな工事を特命随意契約する場合、現場管理等の諸費用が節減されるため、当該工事の諸経費を調整することとしている。

局基準では、現工事が他企業工事等(局発注以外の工事)の場合は、工事費内訳の把握が困難として、現工事の工事費に係わりなく、当該工事を単独で発注した場合の諸経費に一定の率を乗じて調整するものとしている。

しかしながら、近年、他企業工事等においても工事費内訳を把握できる事例が増えていることから、局発注工事の場合と同様に、現工事と合算した工事費に応じた諸経費調整を行うことが可能であり、このような方法で調整すれば、より経済的となる場合が多い。

他企業工事等の請負者に特命随意契約する場合の諸経費調整について、早期に検討されたい。

(水道局)

ウ 施工

建設廃棄物処分に係る事務処理について請負者を適切に指導、監督すべきもの
(指摘事項)(P.24)

東京都建設リサイクルガイドライン等によると、都は発注者として、請負者の提出する建設廃棄物処理委託契約書等の写しの内容を確認するとともに、産業廃棄物管理票について施工計画書の記載事項と照合し、適正に処分されているかを確認することとされている。

しかしながら、路面補修工事(7の3)におけるアスファルト廃材の処分に係る事務処理について見ると、請負者が締結した処理委託契約書に不備が認められ、また管理票の一部に収集運搬会社名の記入がないなど、必要な確認が行われていないことが認められた。

(建設局)

第2 監査の結果

1 設計

(1) 建設発生土処分地の選定を適切に行うべきもの (指摘事項)

江東給水所整備工事(江東区新砂三丁目6番地、工期:平成16.5.6~平成17.10.21、請負金額:4億1,580万円)は、江東給水所の場内整備及び既設配管の腐食防止を行うものである。

本工事の建設発生土の処分先について見ると、砂質土は東京都建設発生土再利用センターと有明北地区を、またレキ質土は城南島受入基地を指定している。レキ質土の処分先を城南島受入基地としているのは、昼夜間の受入が可能で、局工事における利用頻度が高いためである。

しかしながら、レキ質土については有明北地区でも受け入れており、本工事は昼間のみ施工であるので、より安価な受入料金で昼間のみ受け入れている同地区を処分先として選定することが可能である。

また、発生土の処分先は東京都建設発生土利用調整会議で決定されるものであるが、当初から有明北地区を選定していれば、当時の同地区の受入状況から見て、局の選定どおり決定されることが可能であったと認められる。

仮に、レキ質土を有明北地区に処分すれば、積算額約273万円が低減できるものである。建設発生土処分地の選定を適切に行われたい。

(水道局)

(2) 建設発生土の受入地選定について検討すべきもの (意見・要望事項)

庁は、震災時の消防水利を確保するため、平成15年度、20基の防火水槽設置工事を行っている。

防火水槽には容量100m³と40m³のものがあり、それぞれの設置工事に伴い、容量の約2倍の掘削土が発生する。平成15年度は約3,000m³の建設発生土を搬出している。

ところで、平成15年度の防火水槽工事における建設発生土の受入地選定について見ると、工事箇所の土質が予め分からないとして、受入土質の条件が幅広い新海面処分場を一律に選定している。

しかしながら、近年、公表されている土質データバンクや既存の土質調査結果等の利用により、工事箇所の土質を想定できるようになってきている。このことから、事前に発生土の土質を予測し、新海面処分場以外の受入地も含めて、運搬費や受入料金等の経済比較を行い、適切な受入地を選定すべきである。

庁は、建設発生土の受入地選定について検討されたい。

(東京消防庁)

2 積算（単価設定等）

（3）構造スリットの単価設定を適正に行うべきもの（指摘事項）

都立台東地区単位制高等学校（仮称）（15）改築その他工事（台東区浅草橋五丁目1番20号、工期：平成15.12.18～平成18.1.10、請負金額：15億8,550万円）は、都立忍岡高校の敷地内に、新たな校舎（鉄筋コンクリート造4階建、延べ面積約5,174m²）の建築及び既存校舎（延べ面積約7,100m²）の改修等を行うものである。

このうち、新築校舎における構造スリットの単価について見ると、誤って既存校舎を改修する際に使用する割高な単価としたため、積算額約370万円が過大なものとなっている。

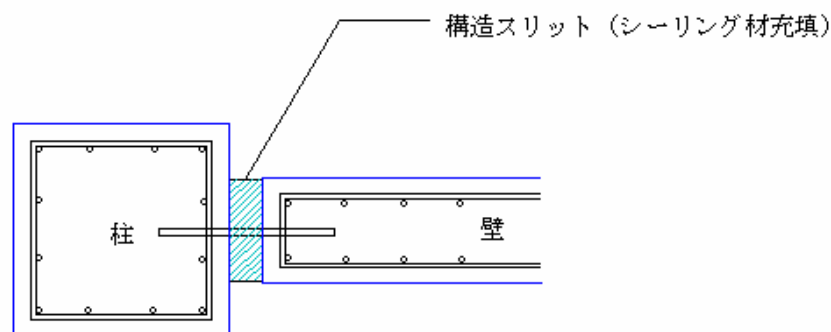
構造スリットの単価設定を適正に行われたい。

（財務局）

（注） 構造スリット

鉄筋コンクリート構造の柱や梁と壁との間にすき間を設けて構造的に縁を切り、地震時の水平力に対する変形性能を向上させるためのもの

（図2）構造スリット図



（4）解体等の専門工事を単独で発注する場合の単価設定を適正に行うべきもの（指摘事項）

東京都用賀技能開発学院（H15）解体工事（世田谷区上用賀一丁目22番20号、工期：平成15.11.4～平成16.2.20、請負金額：4,052万3,700円）は、管理棟ほか11棟（延べ面積約2,690m²）の建物等を解体するものである。

ところで、解体工事についての標準単価表に定められた単価には、下請経費相当分を含むことから、解体等の専門工事を単独で発注する場合は、その単価について下請経費相当分を調整することとされている。

しかしながら、本件工事について見ると、誤ってこの調整を行わなかったため、積算額約284万円が過大なものとなっている。

解体等の専門工事を単独で発注する場合の単価設定を適正に行われたい。

（福祉保健局）

(5) 仮設工事の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

北町・若木トンネル(仮称)築造工事(その2)(14・四-4)(環8若木)(板橋区西台四丁目地内から同区若木二丁目地内、工期：平成14.6.28～平成17.3.10、請負金額：21億4,662万6,300円)は、都市計画道路環状第8号線整備事業のうち、北町・若木トンネルの一部(延長約190m)を築造するものである。

このうち、開削工法の仮設工事の積算について見ると、次の誤りが認められた。

局基準を準用した仮設杭撤去の歩掛について、10t当たりとすべきところ、誤って1t当たりの歩掛として単価を設定したことなどにより、約1,059万円が過大となっている。

工事施工上必要な覆工板開閉費用が未計上となっている。

これらの誤りにより、積算額約627万円が過大なものとなっている。

仮設工事の積算を適正に行うとともに、再発防止に向けてチェック体制の強化等を図られたい。

(建設局)

(6) 積算に当たり基準歩掛の取扱いを慎重に行うべきもの (指摘事項)

視距改良工事(西友田の1)(青梅市友田一丁目地内、工期：平成15.11.12～平成16.11.18、請負金額：2億340万9,150円)は、一般国道411号(滝山街道)において、車両及び歩行者の安全を確保するため、見通しの悪い箇所を拡幅し、歩車道を整備するものである。

このうち、L形側溝の撤去復旧工事の積算について見ると、局基準では100m当たりで表示されている歩掛を、誤って1m当たりの歩掛として単価を設定したため、積算額約436万円が過大なものとなっている。

積算に当たっては、基準歩掛の取扱いを慎重に行うとともに、再発防止に向けてチェック体制の強化等を図られたい。

(建設局)

(7) 軒樋清掃の単価設定等を適切に行うべきもの (指摘事項)

バス停留所上屋維持管理単価請負工事(都内各バス停留所、工期：平成15.4.1～同年10.31及び平成15.11.7～平成16.3.31、清算金額：1,363万5,195円及び487万7,439円)は、バス停留所上屋の維持管理を行うための単価契約工事である。

バス停留所上屋の維持管理の工種別単価は、見積りを参考に設定している。

このうち、軒樋清掃費について見ると、軒樋取替費を上回る軒樋清掃単価が設定されており、見積書の内容が精査されておらず適切でない。また、一部のバス停留所においては、誤って軒

樋清掃数を約2倍計上している。

仮に、類似作業に基づき試算すると、清算額約192万円が低減できるものである。

軒樋清掃の単価設定等を適切に行われたい。

(交 通 局)

(8) 歩掛を準用する類似工事の選定を適切に行うべきもの (指摘事項)

港区赤坂八丁目4番地先～七丁目2番地先間配水管(400mm～250mm)布設替工事(工期:平成14.4.23～平成15.11.25、請負金額:3億9,762万4,500円)は、老朽管(延長約418m)を漏水及び震災対策等から布設替えするものである。

このうち、さや管と本管の空げき部分をモルタルで充てんする工事の積算について見ると、局基準では当該工事に適用できる歩掛が設定されてないため、施工方法が類似している、空げきが比較的少ない既設管内配管工事の歩掛を準用し、モルタル充てんの1日当たり施工量を9m³としている。

しかしながら、本工事は空げきが約30cmと大きく、さや管の体積のうち約80%をモルタルで充てんすることから、施工性を考慮すると、より施工方法が類似した既設管残置工事の1日当たり施工量20m³を準用するほうが、妥当性があり経済的である。

仮に、1日当たり20m³として積算すると約716万円が低減できるものである。

歩掛を準用する類似工事の選定を適切に行われたい。

(水 道 局)

(注) 1 さや管内モルタル充てん工事

本管(新設管)を掘削して布設できない場合、地中を横方向に掘削しながら押し込んださや管内に本管を挿入し、生じた空げき(25～30cm程度)にモルタルを注入して固定すること

2 既設管内配管工事

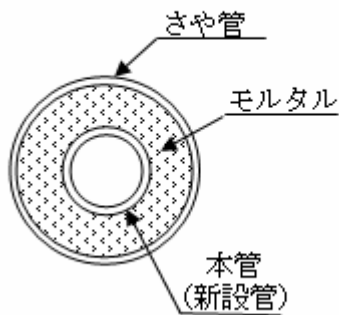
老朽化した既設管を掘削して更新できない場合、既設管内に口径を落とした本管(新設管)を挿入し、生じた空げき(5cm程度)にモルタルを注入して固定すること

3 既設管残置工事

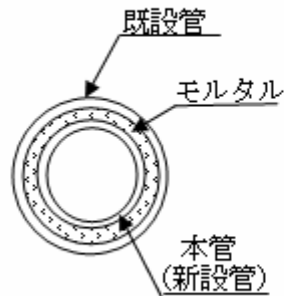
使用を廃止した管を掘削して撤去できない場合、残置した管の中に土砂等が流入して、道路陥没が起きないように、モルタルを注入し閉そくすること

(図 3) 各工事の施工断面図

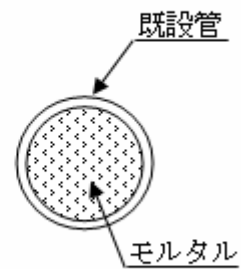
〈さや管内モルタル充てん工事〉



〈既設管内配管工事〉



〈既設管残置工事〉



(9) 地盤改良工事の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

多摩川上流処理場流入渠改良工事(昭島市宮沢町三丁目15番1号、工期:平成15.11.5~平成16.3.31、請負金額:4,092万600円)は、老朽化した流入渠及び沈砂池の防食塗装工事並びに関連する立坑工事を行うものである。

このうち、立坑工事における地盤改良工事の積算について見ると、固化材注入のための削孔費を計上するに当たり、本工事の地盤は砂質土とレキ質土で構成されているにもかかわらず、すべてを削孔費が割高となるレキ質土として積算している。

このため、積算額約229万円が過大なものとなっている。

地盤改良工事の積算を適正に行われたい。

(下水道局)

(10) コンクリート壁等のレントゲン撮影の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

警視庁府中運転免許試験場ほか免許系ネットワーク更改に伴う情報通信設備工事(府中市多磨町三丁目1番1号ほか、工期:平成15.10.9~平成16.3.1、請負金額:5,254万9,350円)は、免許系ネットワークの更改に当たり情報通信用の配線工事等を行うものである。配線工事にあたり、コンクリート壁等に穴を空けて配線する箇所があることから、鉄筋や既設配管に損傷を与えないようレントゲン撮影(10施設77枚)を行っている。

このレントゲン撮影の積算について見ると、1日1枚撮影するものとして現像車費、撮影技師費及び現像・フィルム費で撮影単価を設定し、これに撮影枚数を乗じている。

しかしながら、撮影場所が同一のときは、1日で複数枚撮影することが可能であり、現像車費及び撮影技師費は、必要な日数及び人員を基に個別に積み上げて算出すべきである。

仮に、個別に積み上げると、積算額約1,212万円が低減できるものである。

コンクリート壁等のレントゲン撮影の積算を適正に行われたい。

(警 視 庁)

3 積算（数量算出等）

（11）仮設材質料及び運搬費の積算を適正に行うべきもの（指摘事項）

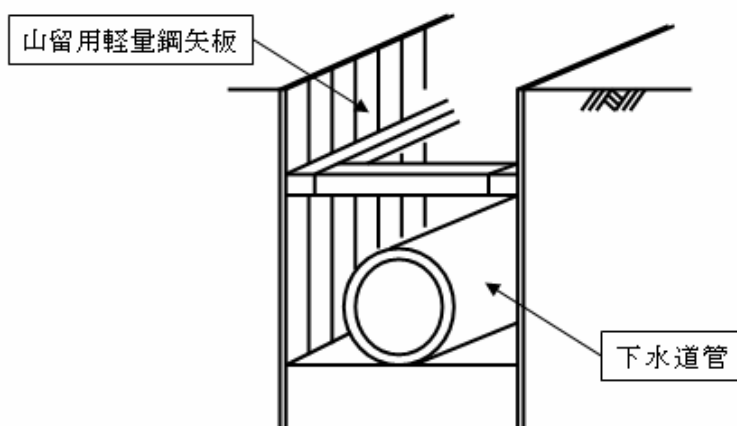
第1515号東京街道下水道及び外構整備工事（その4）（東大和市清原二丁目1番ほか、工期：平成16.3.2～同年11.15、請負金額：1億1,429万2,500円）は、東京街道団地の建替に併せて、関連する下水道管（内径200mm～内径400mm、延長約549m）の布設及び外構整備を行うものである。

このうち、下水道工事における山留用軽量鋼矢板の仮設材質料及び運搬費の積算について見ると、算出の基礎となる標準数量表の矢板長さの適用を誤って積算したため、積算額約154万円が過大なものとなっている。

仮設材質料及び運搬費の積算を適正に行われたい。

（都市整備局）

（図4）山留工法図



（12）防腐剤塗り工事の積算を適正に行うべきもの（指摘事項）

都営住宅15CH-111南（昭島拝島）工事（昭島市拝島町三丁目1531番ほか、工期：平成16.2.20～平成18.1.11、請負金額：8億7,150万円）は、鉄骨鉄筋コンクリート造14階建、延べ面積約6,058m²（住宅116戸）の建築を行うものである。

このうち、防腐剤塗り工事の積算について見ると、局基準によれば、土台や大引など防腐剤の実塗布面積を計上することとしているが、誤って旧基準により木工事を行う床面積の1/2として塗布面積を算出したため、積算額約234万円が過大なものとなっている。

防腐剤塗り工事の積算を適正に行われたい。

（都市整備局）

(13) 場内小運搬費の積算を適切に行うべきもの (指摘事項)

高島平乗務区庁舎耐震補強その他工事(板橋区高島平九丁目1番1号、工期:平成16.3.8~平成17.1.28、請負金額:2億1,113万4,000円)は、都営地下鉄車両基地内庁舎の1~5階の鉄骨ブレース設置、1階既存柱のコンクリート増し打ち等の耐震補強などを行うものである。

このうち、鉄骨ブレースの場内小運搬費について見ると、搬入路が狭小なことによる小型車への積替えと、現場近くの荷卸場から施工箇所への人力による小運搬が必要であるとして、定期刊行物の場内小運搬単価を割増し計上している。

しかしながら、1階部については、小型車により施工箇所近くに運搬が可能と認められることから、人力による小運搬は必要なく、その費用を計上すべきでない。

このため、積算額約322万円が過大なものとなっている。

場内小運搬費の積算を適切に行われたい。

(交通局)

(注) 鉄骨ブレース

建物の耐震強度を高めるために、柱と梁に囲まれた軸組みに設ける鉄骨製の筋かい

(14) 消化ガス脱硫器等の機器の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

森ヶ崎処理場(東)汚泥処理機械設備再構築その2工事(大田区昭和島二丁目5番1号、工期:平成14.11.18~平成16.3.12、請負金額:7億3,043万2,500円)は、老朽化した汚泥処理設備の更新工事で、汚泥消化槽(2槽)の改修及び消化ガス脱硫器(2基)、熱交換器(3基)等の取り替えを行うものである。

このうち、消化ガス脱硫器及び熱交換器の積算について見ると、次の誤りが認められた。

消化ガス脱硫器に充てんする脱硫剤の数量を誤って2倍したため、約2,252万円が過大となっている。

消化ガス脱硫器及び熱交換器の機器単価について、見積り価格の台数逡減を誤って積算したため、約1,290万円が過小となっている。

脱硫剤の重量を積算システムに入力していないため、充てん労務費及び輸送費等が未計上となっている。

これらの積算の誤りにより、積算額約373万円が過大なものとなっている。

消化ガス脱硫器等の機器の積算を適正に行うとともに、再発防止に向けてチェック体制の強化等を図られたい。

(下水道局)

4 積算（諸経費等）

（15）重複工事における指定費目及び一般管理費等の積算を適正に行うべきもの

（指摘事項）[重点監査事項]

東村山浄水場ろ過池監視制御設備改良工事（東村山市美住町二丁目20番地236、工期：平成15.5.29～平成16.2.24、請負金額：8,662万5,000円）ほか3件の工事は、電気設備の維持補修等を行うものである。

本工事ほか3件の工事は、先行工事である東村山浄水場2急系ろ過池制御設備改良工事（工期：平成15.3.25～平成16.2.17）の請負者に特命随意契約しており、施工場所、工期などの条件から局基準に定める重複工事に該当している。

これらの工事の指定費目及び一般管理費等の積算について見ると、それぞれ単独の工事として、定められた率に工事費を乗じて算出している。

しかしながら、局基準によれば、重複工事の場合は、指定費目及び一般管理費等を調整することとしており、単独の工事として算出すべきではない。

このため、指定費目及び一般管理費等の積算額約254万円が過大となっている。

重複工事における指定費目及び一般管理費等の積算を適正に行われたい。

（水道局）

（注） 指定費目

仮設費、共通仮設費、現場管理費及び設計技術費のことで率により算定する。

（表3）関連工事工程表

工事件名	発注	工期
東村山浄水場2急系ろ過池制御設備改良工事	入札	
東村山浄水場ろ過池監視制御設備改良工事	特命	
東村山浄水場変電所遮断器等補修工事	特命	
東村山浄水場風力発電設備改良工事	特命	
東村山浄水場常用自家発電設備軸受等補修工事	特命	

（16）施工中の工事の請負者に特命随意契約する場合の諸経費調整を適正に行うべきもの

（指摘事項）[重点監査事項]

落合川雨水幹線その1人孔設置工事（小平市花小金井四丁目ほか、工期：平成16.1.15

～平成17.3.22、請負金額：3億450万円）は、落合川雨水幹線の人孔（6箇所）及びシールドの二次覆工（内径2,400mm、延長約102m）を施工するものである。

本工事（以下「A工事」という。）は、施工中の落合川雨水幹線その1の2工事（以下「B工事」という。工期：平成15.3.3～平成16.3.23）と同時施工となることから、B工事の請負者に特命随意契約している。

一方、別件の小平雨水幹線工事（以下「C工事」という。工期：平成15.8.18～平成17.2.14）も、B工事の請負者に、諸経費調整のうえ特命随意契約している。この諸経費調整は、同一請負者が施工することで、仮設や現場管理の諸費用が節減できることから行うものである。

ところで、A工事の諸経費調整について見ると、B工事とは調整されているが、C工事も含めた調整をしていない。

しかしながら、局基準によれば、A、B、C工事は、同一場所かつ同一時期に施工されていることから、A工事は、B工事だけでなくC工事も含めて調整する必要がある。

このため、積算額約220万円が過大なものとなっている。

施工中の工事の請負者に特命随意契約する場合の諸経費調整を適正に行われたい。

（下水道局）

（表4）関連工事工程表

工事件名	平成14年度		平成15年度				平成16年度				
	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	
【A工事】 落合川雨水幹線その1人孔設置工事						着手 1/15					完了予定 3/22
【B工事】 落合川雨水幹線その1の2工事		着手 3/3				完了 3/23					
【C工事】 小平雨水幹線工事				着手 8/18							完了予定 2/14

（17）異種の工事を合併して発注する場合の諸経費の積算を適正に行うべきもの（指摘事項）

整地工事（15豊-2）（江東区豊洲六丁目地内、工期：平成15.8.22～平成16.3.9、請負金額：5,742万2,400円）は、豊洲土地区画整理事業の一環として、街区内の残置コンクリート基礎及び舗装版の取り壊し並びに建物解体（鉄骨造2階建、延べ面積約1,202m²）等を行うものである。

このうち、諸経費の積算について見ると、取り壊す構造物の大半が土木構造物であるため、建物解体工事についても一括して土木工事の諸経費率を適用し、算出している。

しかしながら、局基準によると、建物解体工事については、土木工事と積算体系が異なるため、建築工事の諸経費率を適用することとされている。

このため、積算額約306万円が過大なものとなっている。

異種の工事を合併して発注する場合の諸経費の積算を適正に行われたい。

(都市整備局)

(18) 給水管撤去工事の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

境川水質汚濁常時監視室の給水管撤去工事(町田市鶴間325、工期:平成15.12.16~平成16.3.5、請負金額:346万5,840円)は、平成13年度に撤去した同監視室の付帯設備である給水管(管径50mm、延長約75m、深さ1.2m)の撤去を行うものである。

この工事の積算についてみると、他局の給水装置工事における単価契約の請負単価を準用して工事費を算出し、さらに諸経費相当分として工事費に一定の率を乗じた費用を計上している。

しかしながら、使用した請負単価には既に諸経費が含まれており、この諸経費相当分は必要ないものであるため、積算額約56万円が過大なものとなっている。

給水管撤去工事の積算を適正に行われたい。

(環 境 局)

(19) 変状計測及び環境調査を含む工事の共通仮設費の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

古川整備工事(その8)(港区南麻布三丁目地内から同区白金三丁目地内、工期:平成15.11.19~平成16.10.14、請負金額:2億2,101万9,960円)ほか1件は、古川流域の水害に対する安全性を高めるため、護岸を整備するものである。

このうち、共通仮設費の積算について見ると、局基準によれば、近接する首都高速道路の橋脚の変状計測や振動調査等の一般的環境調査は、共通仮設費の対象から除くこととしているにもかかわらず、誤って共通仮設費の対象としている。

このため、合わせて積算額約162万円が過大なものとなっている。

変状計測及び環境調査を含む工事の共通仮設費の積算を適正に行われたい。

(建 設 局)

(注) 変状計測

工事の影響が予測される近接構造物に計測器を設置し、沈下、水平変位、傾斜を監視することにより、その構造物の安全性を確保するもの

(20) 機器を含む工事の現場管理費等の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

平成15年度レインボーブリッジ監視設備改修工事(港区海岸三丁目33番19号ほか1箇所、工期:平成16.1.26~同年3.30、請負金額:1,522万5,000円)は、東京港管理事務所の既存モニタ盤にモニタ(監視用テレビ)等を増設し、レインボーブリッジの交通状況を監視できるようにするものである。

このうち、現場管理費等の積算について見ると、設計ではモニタ等の機器の価格を含んだ工事費に定められた率を乗じて算出している。

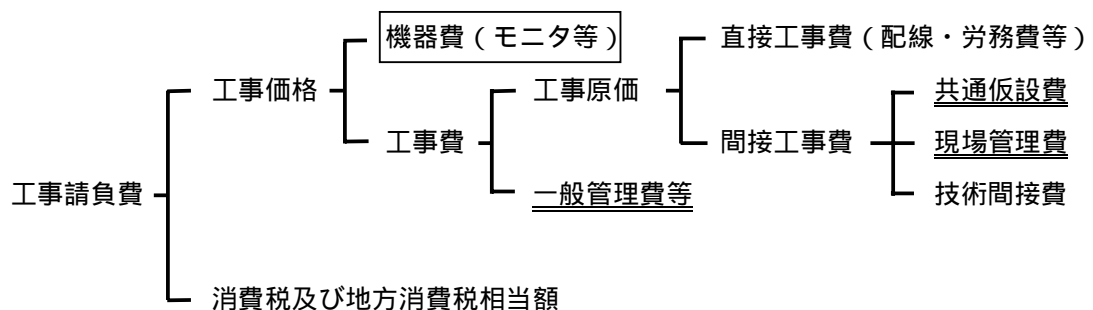
しかしながら、局基準によれば、現場管理費等は機器の価格を除いた工事費に定められた率を乗じて算出することとしており、本工事では、機器であるモニタ等の価格を除いて算出すべきものである。

このため、積算額約174万円が過大なものとなっている。

機器を含む工事の現場管理費等の積算を適正に行われたい。

(港 湾 局)

(図 5) 工事請負費の構成



(現場管理費等：現場管理費、共通仮設費、一般管理費等)

(21) 諸経費の積算における工種区分の適用を適正に行うべきもの (指摘事項)

十条台幹線二次覆工工事(北区中十条一丁目ほか、工期：平成15.11.28～平成16.9.22、請負金額：6億375万円)は、新たに整備する下水道幹線のシールド内面に二次覆工(内径2,100～2,900mm、延長約1,513m)等を施工するものである。

このうち、諸経費の積算における工種区分を見ると、局基準では、工種区分により異なる諸経費率を定めており、本工事の工種区分は、下水道工事とすべきところ、積算システム入力の際に、誤って率の高い共同溝等工事を選択し、工事費を積算している。

このため、積算額約2,091万円が過大なものとなっている。

諸経費の積算における工種区分の適用を適正に行うとともに、再発防止に向けてチェック体制の強化等を図られたい。

(下 水 道 局)

(22) 他企業工事等の請負者に特命随意契約する場合の諸経費調整について検討すべきもの

(意見・要望事項)[重点監査事項]

局は、工事の発注に当たり、現在施工中の工事(以下、「現工事」という。)と工事現場が競合するなどの場合、現工事の請負者に特命随意契約を行っている。この場合、同一時期、同一

場所等で同一請負者が施工することから、仮設や現場管理の諸費用が節減されるため、当該工事の諸経費を調整することとしている。

ところで、この諸経費調整の局基準を見ると、現工事が局発注の場合は、現工事と当該工事を合算した工事費を基に、諸経費調整を行うものとしているが、現工事が他企業工事等の場合は、現工事の工事費に係わりなく、当該工事を単独で発注した場合の諸経費に一定の率を乗じて調整するものとしている。これは、他企業工事等の工事費内訳は把握が困難であるとして、局独自の積算方法を定めたものである。

しかしながら、近年、公共工事の情報開示が進み、他企業工事等においても、工事費内訳を把握できる事例が増えている。このような場合には、局発注工事の場合と同様に、現工事と合算した工事費に応じた諸経費調整を行うことが可能であり、このような方法で調整すれば、より経済的となる場合が多い。

今回の対象工事のうち、荒川区東尾久八丁目7番地先から13番地先間配水小管移設工事ほか2件について見ると、単独で発注した場合の諸経費に一定の率を乗じて調整しているが、仮に、現工事が局発注工事の場合と同じ方法で調整すると、いずれも諸経費の低減につながるものである。

局は、他企業工事等の請負者に特命随意契約する場合の適切な諸経費調整について、早期に検討されたい。

(水道局)

(注) 他企業工事等

局は、現工事の発注者が他の企業者や道路管理者等の場合を総称して他企業工事等としている。

5 施工

(23) 設計変更の手続きを適正に行うべきもの (指摘事項)[重点監査事項]

都立芦花高等学校(15)グラウンド・外構整備工事(世田谷区粕谷三丁目8番1号、工期:平成15.10.17~平成16.3.24、請負金額:1億9,493万8,800円)は、グラウンド(約7,646m²) テニスコート(約2,413m²)等の整備を行うものである。

本件工事の施工実績について見ると、設計においてグラウンド及びテニスコートの舗装面積に排水溝及び砂場等を誤って計上したため、大幅な数量減(グラウンド舗装480m²、テニスコート舗装98m²)が生じている、追加工事として防砂ネットの延長や樹木移植の本数増を行っている。

局は、施工の数量減による減額分と追加工事による増額分との相殺を行った結果、積算額の増がわずかであるとして、指示書による処理を行っただけで設計変更の手続きを行っていない。

しかしながら、設計と施工の内容や数量に大幅な差が生じた場合、積算額の増減にかかわらず設計変更内容を明確にし、変更の手続きを行うべきである。

設計変更の手続きを適正に行われたい。

(財 務 局)

(24) 舗装工事における契約変更手続きを適正に行うべきもの (指摘事項)[重点監査事項]

15北足立市場立体駐車場棟、花き棟間舗装改修工事(足立区入谷六丁目3番1号、工期：平成15.12.19～平成16.3.12、請負金額：1,050万7,350円)は、市場内通路舗装の経年劣化に伴い、アスファルト舗装(約1,067m²)の打ち替え等を行うものである。

このうち、舗装工事の設計について見ると、当該通路の通行を確保するため施工範囲を細かく分割し、人力施工としている。

しかしながら、施工にあたっては、市場関係者の要望を受け、施工期間を短縮するため施工範囲の分割数を見直し、大半を機械施工で行っている。また、現場精査の結果、施工面積についても増量している。

このように、施工方法及び数量が契約内容と異なっているにもかかわらず、契約変更手続きを行っていないことから、積算額約86万円が過大なものとなっている。

また、東京都土木工事標準仕様書によれば、指示は書面をもって示すこととなっているが、本件施工方法の見直しや施工面積の増量については、書面による指示が行われておらず、口頭での指示のみとなっていることは適切ではない。

舗装工事における契約変更手続きを適正に行うとともに、施工方法等の変更指示は書面によることを徹底されたい。

(中央卸売市場)

(25) 外壁補修工事の契約変更手続きを適正に行うべきもの (指摘事項)[重点監査事項]

体育館外壁補修工事(板橋区西台一丁目41番10号、工期：平成16.3.8～同年3.30、請負金額：208万9,500円)は、都立志村高等学校体育館外壁の一部を補修(約116m²)するものである。

当該工事の設計について見ると、足場を設置し、モルタル浮き箇所樹脂注入及び爆裂箇所等を補修の上、仕上げを行うこととしている。

しかしながら、施工では、足場が設計と異なっている、樹脂注入による補修を行っていない、爆裂箇所の補修を行っていないなど、設計と施工とに大きな差異が生じており、積算額約51万円が過大なものとなっている。このような場合、契約変更による処理を行うべきである。

外壁補修工事の契約変更手続きを適正に行われたい。

(教 育 庁)

(26) 岩盤掘削等の積算を適切に行うべきもの (指摘事項)[重点監査事項]

都立八丈高等学校(12)体育館棟改築工事(八丈町大賀郷3020番地、工期:平成13.2.27~平成14.9.30、請負金額:7億9,058万7,000円)は、体育館棟(鉄筋コンクリート造約2,700m²)等を建築するものである。その基礎工事において、岩盤が当初設計より浅い位置に露出し支障となったため、岩盤掘削(約1,440m³)等の設計変更を行っている。

このうち、設計変更の積算に用いたバックホウ掘削機の運転費について見ると、地元建設業協会の建設機械機器借用基準料金に、供用日数割増を行っている。

しかしながら、その基準料金には、機械器具損料のほかに労務費等が含まれていることから、本来必要のない労務費等についても割増を行っている。

このため、岩盤掘削等の単価が割高となっており、仮に積算すると約206万円が低減できるものである。

岩盤掘削等の積算を適切に行われたい。

(教 育 庁)

(注) 供用日数

建設機械が工事現場に供用される日数で、稼動する日数のほか、休日や雨等で稼動できない日数及び工事現場に搬出入するために必要な日数を含む。

(27) 給水配管の施工管理等を適正に行うべきもの (指摘事項)

東京都むさしが丘学園(H15)屋外給水設備改修工事(小平市鈴木町一丁目62番1号、工期:平成15.11.12~平成16.3.10、請負金額:755万7,480円)は、老朽化した高置水槽(3槽)及び配管の取替え等を行うものである。

ところで、東京都機械設備工事標準仕様書によれば、水槽に接続する給水配管には、耐震性能を強化する等の観点から、フレキシブルジョイントを取り付けることとしている。

しかしながら、本工事について見ると、次のような不適正な状況が認められた。

高置水槽の出口側配管に、フレキシブルジョイントを設ける設計としていないため、取り付けられていない。

高置水槽の入口側配管に、設計ではフレキシブルジョイントを取り付けることとしているところ、地震等による変位を吸収する効果が少ない防振継手を取り付けられている。

給水配管の施工管理等を適正に行われたい。

(福祉保健局)

(注) フレキシブルジョイント

合成ゴム製の管継手で、地震等の変位を吸収して、水槽及び配管を損傷させないために取り付けられる。

(28) 高所作業の安全管理の指導、監督を適切に行うべきもの (指摘事項)

15 食肉市場高圧ケーブル切回し工事(港区港南二丁目7番19号、工期:平成15.12.19~平成16.2.27、請負金額:313万4,670円)は、車両との接触事故が危惧されている架空ケーブル(高圧、通信)の地中化、及び老朽化した高圧ケーブルの張り替えを行うものである。

このうち、高所作業の安全管理について見ると、作業の一部に次の不適切な事例が認められた。

積算では高所作業車を計上しているが、架空高圧ケーブル取り外し事前作業において、高所作業車を使用する十分なスペースがあるにもかかわらず、安全確保が不十分なまま、ケーブルを支持するワイヤーに梯子を掛けて作業を行っている。

通信ケーブル張り替え作業では、墜落防止用の安全帯を使用せず、作業を行っている事例が見られる。

これらは、事故につながる危険な作業であり、施工計画書に施工方法を明記させるなど労働安全衛生法等の法規を遵守するよう指導、監督を行うべきである。

高所作業の安全管理の指導、監督を適切に行われたい。

(中央卸売市場)

(29) 建設廃棄物処分に係る事務処理について請負者を適切に指導、監督すべきもの (指摘事項)

路面補修工事(7の3)(世田谷区瀬田五丁目地内から同区上用賀六丁目地内、工期:平成15.8.27~平成16.3.31、請負金額:1億2,264万円)は、経年使用により劣化したアスファルト舗装表面を切削して再舗装(施工延長約800m、車道幅員約23m)を行うものである。

ところで、都は、東京都建設リサイクルガイドライン等により、都等が発注する工事において、請負者及び発注者が建設廃棄物を適正に処分するため行うべき事項を定めている。

建設廃棄物処分については、原則として請負者の責任で行うものであるが、発注者は、施工計画書に添付された請負者と収集運搬会社及び処分会社との建設廃棄物処理委託契約書(以下「処理委託契約書」という。)等の写しの内容を確認するとともに、産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)について施工計画書の記載事項と照合し、適正に処分されているかを確認することとされている。

しかしながら、本件工事で発生するアスファルト廃材の処分に係る事務処理について見ると、請負者が締結した処理委託契約書に契約日、委託期間の開始日及び収集運搬等の契約単価の記

入がなく契約書として不備が認められ、また、保管されているマニフェストの一部に収集運搬会社名の記入がないなど、必要な確認が行われていないことが認められた。

建設廃棄物処分に係る事務処理について、東京都建設リサイクルガイドライン等に基づき必要な確認を行うとともに、請負者を適切に指導、監督されたい。

(建設局)

6 その他

(30) 契約事務手続きを適正に行うべきもの (指摘事項)[重点監査事項]

工学部112号室他ACC空調機整備委託(八王子市南大沢一丁目、委託期間：平成15.10.20～同年12.2、委託金額：563万2,462円)は、老朽化により故障が頻繁に起きている東京都立大学の工学部実験室等の空調機の分解整備を委託するものである。

本委託は、定期点検の結果に基づいて、不具合箇所等を整備するもので、平成10年度から毎年実施しており、当該空調機が特殊な仕様であることから、空調機を設計・製作した者と特命随意契約している。

このうち、平成15年度の当該委託業務の報告書を見ると、9月1日から現場作業に着手しているにもかかわらず、10月20日に委託契約を締結しており、事後契約となっていることが認められた。

契約事務手続きを適正に行われたい。

(大学管理本部)

(31) 特命随意契約の適用を慎重に行うべきもの (指摘事項)[重点監査事項]

国分寺市南町三丁目4番～16番地先問配水本管(400mm)新設工事(工期：平成16.1.21～同年6.1、請負金額：8,085万円)は、多摩配水施設整備事業の一環として、配水本管を新設するものである。本工事は、本工事の施工箇所を含む延長約250mの前年度発注工事(契約日：平成15.3.12、工期：平成15.5.6～同年10.24。以下「当初工事」という。)の請負者Aが9月上旬に破産したことから、当初工事の残工事分(延長約200m)を新たな工事として、Aの下請負者Bへ特命随意契約している。

本工事の特命随意契約理由について見ると、早期に完成させる必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の緊急の必要により競争入札に付することができない場合に当たるとして、特命随意契約とし、現場状況等を熟知しているBと契約を行っている。

しかしながら、本件は当初予定していた工期より遅れが生じているものの、他に競争入札に付することができない特段の事情があったとは認められず、同施行令の規定を適用し、特命随意契約としているのは適切でない。

特命随意契約の適用を慎重に行われたい。

(水道局)

(表5) 関連工事工程表

	平成14年度	平成15年度		平成16年度
当初工事	3/12 ▶ 契約	5/6 着手	9/10 破産	10/24 完了予定
当該工事			11/12 ▶ 契約	1/21 着手
				6/1 完了

別表 平成16年工事監査対象一覧

対象局 対象期間	対象工事等	件数	対象額
総務局 平成15.4.1 ～ 16.3.31	・職員白金第三住宅201号室ほか内装改修工事 ・職員双葉町住宅受水槽改修工事 ほか	件 57	百万円 687
大学管理本部 平成15.4.1 ～ 16.3.31	・工学部112号室他ACC空調機整備委託 ・高圧ガス施設の保守管理業務委託 ほか	40	801
財務局 平成15.4.1 ～ 16.3.31	・都立芦花高等学校(15)グランド・外構整備工事 ・都立大塚ろう学校(15)空調設備工事 ほか	330	49,083
都市整備局 平成15.4.1 ～ 16.3.31	・第1515号東京街道下水道及び外構整備工事(その4) ・都営住宅15H-104南(長房)工事 ほか	1,238	104,113
環境局 平成15.4.1 ～ 16.3.31	・境川水質汚濁常時監視室の給水管撤去工事 ・山のふるさと村ケビンデッキ改修工事 ほか	78	1,899
福祉保健局 平成15.4.1 ～ 16.3.31	・東京都用賀技能開発学院(H15)解体工事 ・北療育医療センター建物管理委託 ほか	208	3,228
病院経営本部 平成15.4.1 ～ 16.3.31	・防災監視装置(火災発生位置表示装置)及び周辺機器の更新工事 ・都立広尾病院職務住宅改築工事 ほか	179	2,788
産業労働局 平成15.4.1 ～ 16.3.31	・樽沢災害関連緊急治山工事 ・有機農業堆肥センター新堆肥舎建設工事 ほか	142	1,485
中央卸売市場 平成15.4.1 ～ 16.3.31	・15足立市場立体駐車場棟、花き棟間舗装改修工事 ・築地市場水産物仲卸売場電力増強工事 ほか	439	3,597
建設局 平成15.4.1 ～ 16.3.31	・北町・若木トンネル(仮称)築造工事(その2)(14・四-4)(環8若木) ・新交通臨海線延伸部豊州駅建築工事 ほか	3,437	151,284

対 象 局 対 象 期 間	対 象 工 事 等	件 数	対 象 額
港 湾 局 平成 15. 4. 1 ～ 16. 3.31	・平成 15 年度有明南縦貫道路建設工事 ・平成 15 年度レインボーブリッジ監視設備改 修工事 ほか	件 601	百万円 58,729
東京消防庁 平成 15. 4. 1 ～ 16. 3.31	・平 15 防火水槽新設工事その 1 2 ・国分寺消防署耐震改修工事 ほか	144	6,042
交 通 局 平成 15. 4. 1 ～ 16. 3.31	・都営大江戸線汐留連絡線東新橋工区建設工事 ・高島平乗務区庁舎耐震補強その他工事 ほか	412	15,996
水 道 局 平成 15. 4. 1 ～ 16. 3.31	・大井町給水所（仮称）配水池築造工事 ・東村山浄水場ろ過池監視制御設備改良工事 ほか	1,278	180,546
下 水 道 局 平成 15. 4. 1 ～ 16. 3.31	・十条台幹線二次覆工工事 ・森ヶ崎処理場（東）汚泥処理機械設備再構築 その 2 工事 ほか	3,748	252,996
教 育 庁 平成 15. 4. 1 ～ 16. 3.31	・都立小山台高等学校（15）校庭改修工事 ・体育館外壁補修工事 ほか	442	3,048
警 視 庁 平成 15. 4. 1 ～ 16. 3.31	・警視庁三鷹警察署庁舎改築工事 ・警視庁府中運転免許試験場ほか免許系ネット ワーク更改に伴う情報通信設備工事 ほか	1,167	30,654
島しょ関係部所 平成 13. 4. 1 ～ 16. 3.31	・都立八丈高等学校（12）体育館棟改築工事 ・平成 15 年度八丈島空港照明設備工事 ほか	634	22,222
合 計		14,574	889,205

（注）1 対象工事等は、監査対象期間に契約したもののほか、それ以前に契約し、継続施工していたもの等を含む。

2 件数及び対象額には、工事に伴う設計委託等を含む。